

# 入会集団・生産森林組合を取り囲む

寺尾 仁（新潟大学准教授）

## はじめに

本稿は、入会集団や生産森林組合が活発にあるいは堅実に活動できるための政策の方向を描くことを目的とする。入会集団や生産森林組合の活動の度合を判断する際に、私たちがしばしば根拠とするものは、入会集団や生産森林組合の数であったり経営森林面積である。そして、活性化対策として入会集団に対しては入会近代化、近代化の結果として設立された生産森林組合に対しては事業範囲の拡充や員外利用の緩和を提示する。問題は、このような対策は、今日、活動が停滞さらには低下する入会集団や生産森林組合に役立っているのだろうか、役立っていないのであればどのような政策を構想しうるのかということである。

## 1. 入会地利用の健全化

本誌の読者の方々には改めて言うまでもないことだが、入会とは広義における共同所有の1形態で、権利者は集落の世帯を全体とする「ムラ」である。入会が成立した江戸時代末期から明治時代初期から現在に至るまで、行政団体としての「村」の性格や組織、範囲は大きく変わったが、入会における「ムラ」は変わらず1つの生活共同体で、名称は時代と場所によって「区」「部落」などと呼ばれる<sup>1</sup>。本稿では、以後この「ムラ」を集落と呼ぶ。

集落が所有する入会地を利用する者は誰か。入会研究の第一人者であった中尾英俊は入会地の利用形態を①古典的共同利用、②集団直轄利用、③個別的分割利用、④契約利用の4種の形態にまとめている<sup>2</sup>。①は入会権者の一員である世帯の人が自分の暮らしのために下草や落枝を採取するような利用である。②は入会集団が入会地全体を管理して植林・育林した後に売却して、収益を集落全体のために充てたり入会権者である構成員に配分する。③は入会集団が個々の入会権者に入会地を分けて利用させ、④は入会集団が入会権者でない者と契約を結んで入会地を利用させることとしている。利用形態がこのように類型化されるとおり、入会地は入会権者であるか否かを問わず、入会集団である集落内に住むか否かを問わず、さまざまな人たちが各々の目的をもって利用してきた。まさに入り会ったのである。現代においても入会地の健全な利用を促進あるいは再生させるためには、個々の入会地を使いたいという人、個々の入会地に潜んでいる需要を見つけることが肝要である。

---

<sup>1</sup> 中尾英俊『入会権 その本質と現代的課題』勁草書房、2009、p. 27

<sup>2</sup> 同上書、p. 98以下

## 2. 入会地の利用者

それでは、入会地を利用したいという人は今日どこにいるのかを探る。

### (1) 集団直轄利用

まず入会集団、入会近代化の後に生産森林組合が自らの土地を自身で利用することが考えられる。中尾の言う集団直轄利用である。入会集団による入会地利用のデータがないため、ここでは生産森林組合による所有森林の利用の状況を概観する。「生産森林組合は、『所有と経営と労働の一致』を理念として、組合員の森林経営の全部の共同化等を行うことが目的」とし、「森林経営の共同化をその生産面において徹底して行うこととしており、事業に必要な労働力は組合員から提供されることが原則」<sup>3</sup>とされるので、組合所有地の集団直轄利用は生産森林組合にとって一義的な利用形態である。しかし、その実態は芳しいものではない。2019（令和元）年度に全国にある生産森林組合2,067組合のうち事業利益を上げた組合が252組合で事業収益総額約3億2400万円、1組合あ

	新植	保育	主伐	間伐
組合数	19	217	19	111
面積 (ha)	135	1,626	38	813

表1 生産森林組合による新植・保育及び主伐・間伐実績  
出典：「令和元年度森林組合一斉調査結果」統計表 p. 46

たり約130万円弱、事業損失を出した組合が1,512組合で事業損失総額約14億9400万円、1組合あたり約100万円弱である<sup>4</sup>。もっとも生産森林組合は前述のとおり所有と経営を一体化した組織であり、生産森林組合が従業員に支払う給与は組合員の収入になるので、事業収益が少ないことが組合員に直結はせず、組合の活動水準の高低を判断する際に事業損益を重要視し過ぎるのは適切ではない。そこで生産森林組合による森林経営を見ると2019年度の生産森林組合の森林経営総面積は約31万ha<sup>5</sup>であるから、生産森林組合が直接に行っている森林経営は、件数で最大に見て約10%、面積では0.5%（表1）でやはり活発ではない。

生産森林組合による森林経営が盛んでない理由は、入会近代化事業発足後に生じた木材価格の低迷や林業労働者の不足といった事情だけでなく、生産森林組合に出資された旧入会地がそもそも林業に適した土地であるかという問題が大きい。生産森林組合が林業に適さない土地を有している場合、その組合が林業以外の用途に用いるのは難

<sup>3</sup> 『森林組合の現状』林野庁経営課、2016、p.14

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keiei/kumiai/pdf/280401.pdf> 2022年2月14日 閲覧(以下、すべてのウェブサイトと同じ)

<sup>4</sup> 令和元年度森林組合一斉調査結果『農林水産統計』、2021年6月10日、統計表p.45

[https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sinrin\\_kumiai/attach/pdf/index-7.pdf](https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sinrin_kumiai/attach/pdf/index-7.pdf)

<sup>5</sup> 同上書、p.98以下

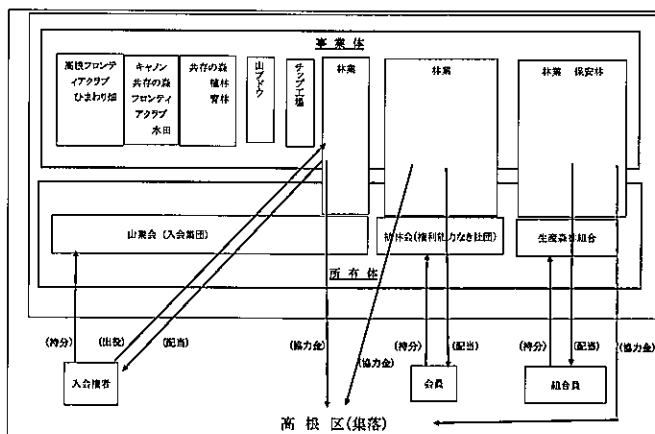
しい。法律上、生産森林組合の業務が森林経営およびその他に農林業に限定されていること（森林組合法第93条）も1つの理由があるが、従前の林地所有者を組合員とする生産森林組合が農林業以外の事業を実施するのに適した組織体制か、さらに生産森林組合は理事を組合員の中から選任しなければならない（同法第98条第3項）ので、農林業以外の事業を実施しうる能力をもつ人材を組合員の中から見出し得るかという壁の方が大きい。

## (2) 個別的分割利用、契約的利用

生産森林組合自身による組合所有林の利用が低調だとすると、誰が何を目的にこの土地を使うか。かつては入会集団の一構成員である世帯が入会地の一部を入会集団から有償で借り、木を伐採して薪炭を製造したこともあり、今日では農地、住宅地などとして利用している例もある。そこで入会地、生産森林組合所有地を、その場所の生活共同体である集落が積極的に関与しつつ、しかし実際の利用は入会権者、生産森林組合員あるいは第三者が新しい形で行うにはどのような課題があるかを探る。このように課題を設定するのは、現・旧入会集団の母体となっている集落がその森林に価値を見出しているか否かが、入会地・生産森林組合所有地の利用にも大きく影響するからである。

新潟県内には、すでに本研究会でも紹介したとおり<sup>6</sup>、集落有森林の利用に集落が大きく関与しつつ、新しい利用者に利用を委ねている事例がある。

第1の例は、村上市旧朝日村高根集落である。この集落は総面積9,850ha、森林面積は8,350haと圧倒的な森の集落である。さらにこのうち5,800haが、入会集団、権利能力なき社団、生産森林組合という3民間組織が所有している森林である。そして水源涵養保安林3,125ha以外は様々な用途で利用している。例えば、入会集団である山業会は自力ならびに県・朝日村（当時、現村上市）・個人との分収林による造林事業に加えて、集落内外の個人・団体に有償・無償で貸し付けている。その内容は、水田・畑・稲干場



<sup>6</sup> 寺尾「入会は山村再生の鍵になりうるか」本誌6号、2014、pp.4-15

といった農村の伝統的な用途、チップ工場、ワラビ園、クリ林、ヤマブドウ畑、ゼンマイ園などの新しい農林業、そして集落住民による地域おこし組織「高根フロンティアクラブ」のイベント用地や集落外の団体の活動の場も貸出している。さらに入会集団、権利能力なき社団、生産森林組合とも収益の一部を集落である高根区に寄付しており、森林経営の利益を各所有団体の構成員たる世帯主だけでなく集落全体に行き渡らせている。

第2の例は、十日町市旧松代町会沢集落である。十日町市と津南町で3年ごとに開催されている現代美術の芸術祭「大地の芸術祭」は、現代美術の作品を美術館の中だけではなく、公共施設、民家、街なか、水田、畑、森林の中に、「サイト・スペシフィック」<sup>7</sup>理論に基づいて設置する。2009年第4回の際に新潟市西蒲区旧巻町に住むドイツ人美術家アンティエ・グメルスが、会沢地区の認可地縁団体所有林の中に「内なる旅」を設置した(写真)。主催者は「急な坂道を登った先には、霧に包まれたブナ林。(中略)19軒からなる会沢集落は、家族の一員のように作家を迎え入れ、作品を支えた」<sup>8</sup>と評し、地元のプロガーは「森に足を踏み入れると、目・眼・メ・め・・・神秘的な空間に迷



写真 アンティエ・グメルス「内なる旅」 注9

<sup>7</sup> サイト・スペシフィックとは「その場所に帰属する作品や置かれる場所の特性を活かした作品、あるいはその性質や方法を指す。(中略)このプロジェクトの特徴は作品の制作や設置において、アーティストが現地に滞在しながら、市民との議論を重ねて制作をしていく「ワーク・イン・プログレス方式」を採用していることである。国内の代表例としては、越後妻有アートトリエンナーレやベネッセアートサイト直島などがある。」(中山亜美「サイト・スペシフィック Site-Specific」Artwords <https://artscape.jp/artword/index.php/%E3%82%B5%E3%82%A4%E3%83%88%E3%83%BB%E3%82%B9%E3%83%9A%E3%82%B7%E3%83%95%E3%82%A3%E3%83%83%E3%82%AF>

<sup>8</sup> [https://www.echigo-tsumari.jp/art/artwork/travelling\\_inside/](https://www.echigo-tsumari.jp/art/artwork/travelling_inside/)

い込んだ。(中略) 地域の人たちは、娘のようにアンティエさんを温かく迎え、作品づくりを手伝った。」と紹介した<sup>9</sup>。

地元集落が現・旧入会地の新しい形の利用を積極的に後押ししているこの2件の事例に見られる共通点は2つある。

第1に土地の権利に関わる人、つまり高根集落では入会権者、会沢集落では認可地縁団体会員と利用者の年齢・集落での地位に大きな開きがあることである。高根集落で、入会集団である山業会から入会地を借りて単独あるいは外部の組織と共同で利用している高根フロンティアクラブは、そもそも1996年の設立の際に集落内の30歳代～40歳代の集落の役員になる前の世代の人たちが将来、役員になる時に備えて準備するという目的を掲げた組織である<sup>10</sup>。フロンティアクラブの会長は現在4代目であるが、これまでの会長経験者はフロンティアクラブ会長を退任した後で副区長、山業会副会長を務めている<sup>11</sup>。会沢集落の林で作品を制作したアンティエ・グメルスは当時47歳。区長の方の年齢はわからないが、47歳よりははるかに年上だったはずである。このように、集落の土地の新しい利用目的は、集落の指導層より若く、かつ集落運営の重責を担っていない人がもたらす。

第2は余暇あるいは消費に係る利用が増えていることである。山業会は平成28年度に立木の売上収入310万円強、収益事業への土地の有償貸付で230万円強の収入を得ている<sup>12</sup>。しかし、高根フロンティアクラブ、特定非営利活動法人共存の森、TOTO株式会社、キャンマーケティングジャパン株式会社への貸付目的は、ひまわり畑、若者が年配の森の名人とともに行う森造り、どんぐりの森づくり、棚田づくりであって、その利用から直接収益を生む活動ではない。したがって、貸出も無償である。

### 3. まとめ

入会集団、生産森林組合を健全に保つには、入会地、生産森林組合所有地を利用する人を見つける必要がある。入会集団、生産森林組合自身が十分に利用すればそれは達成される。しかし、入会集団や生産森林組合が利用しづらい土地も多く、また入会集団や生産森林組合の状況によっては、組織としてあるいは構成員が積極的に事業を行うことは難しい。

したがって、入会集団、生産森林組合とは別の者が集落の土地を利用してくれるよう期待する。その期待を実現するためには、利用者候補がその土地だけでなく入会集団、

<sup>9</sup> [http://blog.livedoor.jp/matunoyma\\_sato/archives/cat\\_10023406.html?p=8](http://blog.livedoor.jp/matunoyma_sato/archives/cat_10023406.html?p=8)

<sup>10</sup> 相馬信男「力を合わせて」『高根フロンティアクラブ十周年記念誌』2007、p.3  
[https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sinrin\\_kumiai/attach/pdf/index-7.pdf](https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sinrin_kumiai/attach/pdf/index-7.pdf)

<sup>11</sup> この経緯は寺尾「総有的所有関係における目的物の管理組織と地域の創造 新潟県村上市高根集落を例に」現代総有第3号、2021、pp. 102-103に詳しい。

<sup>12</sup> 平成28年度山業会決算書

生産森林組合の基礎となる集落にも心を惹かれなければならない、逆に集落も利用者候補を前向きに迎えなければ利用者となった者も十分な活動ができない。

そして利用者は、入会地、生産森林組合所有地という集落の土地で新しい活動を展開する以上、集落と価値観は共有しつつ、別の物の見方をする者であることが望ましい。その土地の利用は、従来の生産活動だけでなく、余暇・消費活動であることも多い。そもそも住民が集落内で仕事を含めて暮らし全般が完結していた時代は終わり、高根集落でも学校も多くの住民の職場も集落外にある。このような状況で集落が果たしている役割は暮らしの中で楽しみを共有することである。高根集落では、週末にピザ窯に薪で火を起こしてピザを焼く、遠方から来る若者とともに昼は木の手入れで汗を流して夜は酒を酌み交わす等々、楽しみを多く作り出している。

このように見てくると、入会集団、生産森林組合を健全な活動に導く要因の1つは、入会集団、生産森林組合を多様な組織で取り囲み、入会集団、生産森林組合にその土地で新しい活動を繰り広げてくれそうな組織を選んでもらう状況を整えること、そして土地所有者＝利用者の関係を複数打ち立てる、つまり「入り会う」ことである。

本稿は、文部科学省科学研究費「集団的林野経営の地域的機能分析と地域振興政策への応用可能性に関する研究」(研究課題/領域番号：18H00775、研究種目：基盤研究B、研究代表者：中川秀一)の成果の一部である。